



# 広報えびな

編集・発行  
海老名市役所 広報広聴課  
〒243-0492  
神奈川県海老名市勝瀬175番地の1  
☎(046) 231・2111  
URL <http://www.city.ebina.kanagawa.jp>  
\*この広報は再生紙を使用しています。

## 所得 税

## 還付手続 お早めに

## 大和税務署で受付スタート

大和税務署では、今月から給与所得者、年金受給者で、医療費控除・住宅借入金等特別控除などを受ける方や、去年会社を中途退職し年末調整をしていない方などを対象に、所得税の還付申告を受け付けます。会場は期間中大変混雑しますので、早めに申告をしてください。

大和税務署  
個人課税第一部門  
☎262・9240

## 時間外や郵送でも提出が可能

■申告の期間  
所得税・消費税・贈与税の申告期間は次のとおりです。  
▽所得税 2月16日(月)～3月15日(月)  
▽消費税(個人事業者) 3月31日(水)まで  
▽贈与税 2月2日(月)～3月15日(月)。  
■申告の用紙  
申告書は税務署にあります。また、市役所の市民税課窓口でも所得税の申告書を手に入れます。  
■提出の方法  
大和税務署では平日のほか、2月22・29日の両日曜日にも平日と同じように申告書の受付事務を行います。  
また、税務署閉庁日、または受付時間外に申告書を提出したい場合は、税務署入口に設置の「時間外文書収受箱」を利用するか、郵送(〒242-8567 大和中央5-14-22)でお願いします。  
なお、市役所では受付時間外・郵送による提出はできませんのでご注意ください。

## 住宅借入金等 特別控除



住宅ローンなどを利用したマイホームの購入(家屋の敷地を含む)や、増改築などを行った場合、一定の要件を満たせば、居住した年から10年間にわたり税額控除が受けられます。銀行などの金融機関や、住宅金融公庫などの公的機関から借り入れた住宅ローンの年末残高(敷地のみは不可、家屋を含む)に応じた額が所得税額から控除され、税額が軽減されます。ただし、市・県民税には適用されません。

### 〈控除の要件〉

(1)新築住宅…次の①～⑥のすべてを満たす場合  
①住宅取得後6カ月以内に入居し、引き続き住んでいる ②家屋の床面積(登記面積)が50平方メートル以上 ③床面積の2分の1以上が、自己の居住用 ④控除を受ける年の所得金額が3000万円以下 ⑤民間の金融機関や住宅金融公庫などの住宅ローン等を利用 ⑥住宅ローン等の返済期間が10年以上で、月賦のように分割して返済。

(2)中古住宅…次の①～③のすべてを満たす場合  
①「(1)新築住宅」の要件を満たしている ②家屋取得の日以前20年以内(マンション等の耐火建築物は25年以内)に建築されたもの ③建築後使われたことがある。

(3)増改築等  
①自己が所有し、居住する家屋の増改築等 ②増改築等後の家屋の床面積(登記面積)が50平方メートル以上で、(1)の①・③～⑥にあてはまるもの  
③(A)増築、改築、大規模の修繕または模様替えの工事、(B)区分所有部分の床、階段または壁の過半について一定の修繕または模様替えの工事、(C)家屋のうち居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関または廊下の一室の床または壁の全部について行う修繕または模様替えの工事、(D)地震に対する一定の安全基準に適合させるための修繕または模様替えで、一定の証明がされたもの  
④増改築等の工事費用が100万円を超えるもの  
⑤自己の居住用部分の工事費用の額が、増改築等の工事費用の総額の2分の1以上のもの。

(4)注意事項  
入居年月日が平成13年12月31日以前の場合は、控除を受けるための要件が異なる場合があります。また、入居した年とその前後2年以内に譲渡課税の特例(3000万円の特別控除、買替え・交換の特例など)の適用を受けているときは、住宅借入金等特別控除は受けられません。

## 申告の内容は?



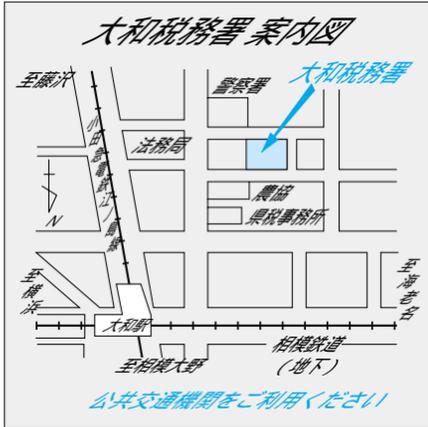
## 医療費控除



本人または生計を一にする親族の病気治療や出産などに支払った1年間の医療費の総額から、保険や給付金などで補てんされる額を差し引いた金額が10万円(所得金額が200万円未満の場合は所得の5%)を超えたときは、その超えた額が医療費控除額となります(限度額200万円)。これを諸控除(扶養控除など)に加算して所得税額を算出し、年末調整等された所得税額との差額がある場合は還付されます。

## 申告書の作成指導

市役所でも、申告書の作成指導を次のとおり行います。  
▽日時 1月28日(水)～2月3日(火)午前9時～11時、午後1時～3時30分(土・日曜日を除く)  
●市役所でも5日間



## 自分で書いて申告を

申告では、納税者本人が確定申告書(作成)する「自書申告」を推進しています。税務署では、書き方を分かりやすく説明した冊子「確定申告の手引き」を配布しています。この冊子の計算コーナーに必要項目を書き込みながら計算すると、結果をそのまま申告書へ転記できます。ぜひご利用ください。  
市役所でも、申告書の作成指導を次のとおり行います。  
▽日時 1月28日(水)～2月3日(火)午前9時～11時、午後1時～3時30分(土・日曜日を除く)  
●市役所でも5日間  
申告では、納税者本人が確定申告書(作成)する「自書申告」を推進しています。税務署では、書き方を分かりやすく説明した冊子「確定申告の手引き」を配布しています。この冊子の計算コーナーに必要項目を書き込みながら計算すると、結果をそのまま申告書へ転記できます。ぜひご利用ください。  
①印鑑  
②源泉徴収票  
③社会保険料の年間集計額(年末調整分を除く)  
④各種控除証明書(年末調整分を除く)  
⑤医療費控除を受ける方はその領収書(あらかじめ集計したもの)と高額療養費、分べん費、生命保険の入院給付金などで医療費の補てんを受けた金額の分かるもの  
⑥住宅借入金等特別控除を受ける方は土地・建物の登記簿謄本または抄本(登記事項証明書)、請負または売買契約書の写し、住民票(今年1月1日以後発行のもの)、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(2カ所以上から交付を受けている場合はすべての証明書、増改築等の場合は建築確認通知書の写しか検査済証の写しまたは建築士から交付を受けた増改築等工事証明書)  
⑦申告名義人の銀行口座番号の分かるもの  
⑧申告書が届いている方はその確定申告書  
⑨筆記用具、計算機。  
※市役所会場では、営業等の事業・農業・不動産・譲渡所得の申告、分離課税用・損失申告用の申告書を使用する申告や、青色申告の相談は行いません。